

【保存用】

平成31年度4月

貝塚市立木島小学校

気象警報が発令されたときの臨時措置について

登下校に臨時措置をする警報は、

貝塚市に発令された**暴風警報**もしくは**大雨警報**のどちらかとします。

- ①暴風警報と大雨警報の両方が発令中
- ②暴風警報だけ発令中
- ③大雨警報だけ発令中

以上の3つがあてはまります。

※大阪府全域や泉州地域全域に発令された場合も対象になります。

テレビ放送等でご確認ください。

(1) 登校について

午前7時に暴風警報か大雨警報のどちらかが発令されている場合は

休校とします。(それ以降解除されても開校しません)

(2) 下校について

登校後に警報が発令された場合は天候状況等の実情を考慮して下校させます。

別紙「緊急時における下校方法」を参照してください。

○特別警報が発令された場合も警報発令と同じ措置をとります。

※気象警報による休校の場合は学校からのメール配信は行いません。

※警報発令時は、学校への問い合わせの電話はご遠慮ください。